

平成 30 年度第 11 回開成町課長会議

日時 平成 31 年 2 月 14 日（木）午前 9 時～10 時 15 分
場所 中会議室 B
進行 町民サービス部長

1. 町 長

2. 行事予定について（裏面のとおり）

3. 議 題

（1）人事・給与制度の見直しについて（総務課）【10 分】

4. その他

財務課	平成 31 年度当初予算案の概要について【5 分】
自治活動応援課	平成 30 年度自治会総会の開催日程について【3 分】
環境防災課	職員災害時情報伝達訓練について【5 分】
福祉課	徘徊高齢者搜索模擬訓練について【5 分】
保険健康課	国民健康保険条例の改正について【5 分】
街づくり推進課	開成駅前第 2 公園「ロンちゃん」基金条例の制定について【5 分】
子ども・子育て	平成 31 年度開成町子ども・子育て支援活動助成事業について【5 分】

5. 副町長

平成 31 年 2 月 14 日

課長会議資料

行政推進部総務課

職員の昇給・昇格に関する条例等の一部改正（55歳昇給停止）について

このことにつきましては、現在は原則 57 歳で昇給を停止することとしています（成績によっては 57 歳以上も 2 号級昇給可能）が、国においては平成 26 年 1 月 1 日から 55 歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給停止となる昇給抑制措置が講じられています。

現在の開成町職員のラスパイレス指数は一般行政職では 99.6 ポイントとなっておりますが、全職員では 100 を超えております。

この要因を分析するに、5 級までの職員の平均値は 100 を下回っているものの、6 級以上、特に 7 級、8 級の職員においては、110 前後と非常に高い数値となっております。

これは、部制を採用していることもあり管理職の人数が多いこと、ある時期に管理職級の早期退職が集中したことなどにともない、6 級以上への昇格が国と比較して非常に早いこと、55 歳以降も昇給が続いていることなどが原因と考えられます。

地方公務員の給与につきましては、国家公務員との給与水準の均衡を図る必要があることから、国に準拠した高齢層職員の昇給抑制措置を講じることとします。

1 適用日 平成 31 年 4 月 1 日から

2 対象者 55 歳となった年度の翌年度の昇給から

平成 31 年 4 月 1 日の適用者は、平成 31 年 3 月 31 日現在 55 歳以上の職員となります。

平成 31 年 2 月 14 日

課長会議資料

行政推進部総務課

勤続休暇（リフレッシュ休暇）制度の変更について

現在、リフレッシュ休暇として勤続年数に応じて特別休暇を付与していますが、
国からの是正指導にともない、平成 31 年度から次のとおり制度を変更します。

勤続 10 年	原則として連続する 3 日間
勤続 20 年	原則として連続する 4 日間
勤続 30 年	原則として連続する 5 日間

いずれも一年度の間に『年次休暇』で取得するものとし、勤続年数については、入庁
年次から計算するものとします。育児休業等休職期間は考慮しません。

各自申告により休暇を申請するものとしませんが、必要に応じて総務課に確認してくだ
さい。

例) 平成 21（2009）年 4 月 1 日入庁

10 年勤続：2019（平成 31）年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日

平成 21（2009）年 10 月 1 日入庁

10 年勤続：2019 年 10 月 1 日～2020 年 9 月 30 日

平成31年度

開成町当初予算案概要資料

平成31年2月
行政推進部財務課作成

平成31年度各会計予算(案)

単位：千円、%

会 計 名	本 当 初	年 予 算 額	前 当 初	年 予 算 額	増 減	伸 び (%)	率)	備 考
一 般 会 計	7,635,000	6,058,000	1,577,000	26.0				
国民健康保険特別会計	1,626,936	1,673,478	△ 46,542	△ 2.8				
介護保険事業特別会計	1,095,105	1,069,564	25,541	2.4				
下水道事業特別会計	-	615,485	△615,485	皆減				
給食事業特別会計	92,371	88,880	3,491	3.9				
後期高齢者医療事業特別会計	209,553	210,008	△ 455	△ 0.2				
計	3,023,965	3,657,415	△ 633,450	△ 17.3				
水道事業会計	549,916	542,085	7,831	1.4				
下水道事業会計	836,925	-	836,925	皆増				
計	1,386,841	542,085	844,756	155.8				
企業会計	12,045,806	10,257,500	1,788,306	17.4				
合計								

平成31年度一般会計当初予算比較(案)

歳入

単位：千円、%

款	本年度当初予算額	構成比	前年当初予算額	構成比	増減額	伸び率
町税	2,976,671	39.0	2,830,225	46.7	146,446	5.2
地方譲与税	36,090	0.5	35,000	0.6	1,090	3.1
利子割交付金	2,100	0.0	2,100	0.0	0	0.0
配当割交付金	10,000	0.1	8,500	0.1	1,500	17.6
株式等譲渡所得割交付金	6,500	0.1	6,500	0.1	0	0.0
地方消費税交付金	320,000	4.2	290,000	4.8	30,000	10.3
自動車取得税交付金	9,000	0.1	15,000	0.2	△ 6,000	△ 40.0
環境性能割交付金	4,000	0.1	-	-	4,000	皆増
地方特例交付金	36,866	0.5	14,000	0.2	22,866	163.3
地方交付税	200,000	2.6	100,000	1.6	100,000	100.0
交通安全対策特別交付金	2,300	0.0	2,300	0.0	0	0.0
分担金及び負担金	108,626	1.4	140,411	2.3	△ 31,785	△ 22.6
使用料及び手数料	36,316	0.5	40,192	0.7	△ 3,876	△ 9.6
国庫支出金	697,531	9.1	596,877	9.9	100,654	16.9
県支出金	468,972	6.1	391,793	6.5	77,179	19.7
財産収入	311	0.0	822	0.0	△ 511	△ 62.2
寄附金	180,005	2.4	120,005	2.0	60,000	50.0
繰入金	660,153	8.7	350,303	5.8	309,850	88.5
繰越金	185,632	2.4	199,012	3.3	△ 13,380	△ 6.7
諸収入	251,627	3.3	75,860	1.3	175,767	231.7
町債	1,442,300	18.9	839,100	13.9	603,200	71.9
合計	7,635,000	100.0	6,058,000	100.0	1,577,000	26.0

歳出(目的別)

単位：千円、%

款	本年度当初予算額	構成比	前年当初予算額	構成比	増減額	伸び率
議会費	173,086	2.3	91,386	1.5	81,700	89.4
総務費	2,556,277	33.5	1,711,620	28.3	844,657	49.3
民生費	1,923,700	25.2	1,839,965	30.4	83,735	4.6
衛生費	500,188	6.5	463,953	7.7	36,235	7.8
農林水産業費	57,194	0.7	69,210	1.1	△ 12,016	△ 17.4
商工費	219,583	2.9	132,832	2.2	86,751	65.3
土木費	449,684	5.9	426,969	7.1	22,715	5.3
消防費	700,453	9.2	326,341	5.4	374,112	114.6
教育費	542,006	7.1	510,342	8.4	31,664	6.2
公債費	458,518	6.0	451,056	7.4	7,462	1.7
諸支出金	10,992	0.1	1,798	0.0	9,194	511.3
災害復旧費	2	0.0	2	0.0	0	0.0
予備費	43,317	0.6	32,526	0.5	10,791	33.2
合計	7,635,000	100.0	6,058,000	100.0	1,577,000	26.0

歳出(性質別)

単位：千円、%

	本年度当初予算額	構成比	前年当初予算額	構成比	増減額	伸び率
人件費	988,347	13.0	979,866	16.2	8,481	0.9
参考：普通建設事業費に算入した人件費 を合算した人件費	1,023,742	13.4	1,012,371	16.7	11,371	1.1
物件費	1,117,305	14.6	935,491	15.4	181,814	19.4
維持補修費	10,004	0.1	8,257	0.1	1,747	21.2
扶助費	1,229,552	16.1	1,199,329	19.8	30,223	2.5
補助費等	1,031,384	13.5	786,560	13.0	244,824	31.1
普通建設事業費	2,375,939	31.1	1,145,066	18.9	1,230,873	107.5
災害復旧費	2	0.0	2	0.0	0	0.0
公債費	458,518	6.0	451,056	7.5	7,462	1.7
積立金	121	0.0	93	0.0	28	30.1
投資及び出資金	79,293	1.0	0	0.0	79,293	皆増
貸付金	7,080	0.1	7,080	0.1	0	0.0
繰出金	294,138	3.9	512,674	8.5	△ 218,536	△ 42.6
予備費	43,317	0.6	32,526	0.5	10,791	33.2
合計	7,635,000	100.0	6,058,000	100.0	1,577,000	26.0

職員災害時情報受伝達訓練の実施について

- 概要 要：開成町職員等動員配備図及び参集連絡系統図を利用した情報受伝達訓練を実施する
- 日時 時：3月中の土日祝日のいずれか1日
- 対象 象：「開成町職員等動員配備図及び参集連絡系統図」に記載されている開成町職員全員
- 内容 容：①情報連絡は、開成町環境防災課防災担当から0号配備職員の起点となる職員へ連絡する
②受信した職員は、参集連絡系統図のとおり次の職員へ内容を連絡する
③系統図の最後に位置する職員は伝達された内容を防災のアドレスにメール送信する（bousai@town.kaisei.kanagawa.jp）

○情報伝達内容

- ・職員災害時情報受伝達訓練です。
- ・災害状況の説明（内容は当日伝達します。）
- ・身の回りの安全を確認したうえ、ただちに参集してください。
- ・連絡系統図最後の職員は、環境防災課防災アドレスに伝達された内容をメールで送信してください。

○実施結果について

次回課長会議において、各課が返信までにかかった所要時間を取りまとめて提出させていただきます。

○その他

現在、【開成町職員等動員配備図及び参集連絡系統図】の修正依頼中です。修正が終了しだい、シーガルオフィスに確定版を掲載し、メールの送信テストを2月21日に行います。

受信できなかった職員は、担当と調整をお願いします。

開成町徘徊高齢者搜索模擬訓練実施について

1. 目的

開成町における一般町民の認知症への理解を深め、認知症高齢者の見守り体制の構築に向けて、安心して暮らせるまちづくりを目的とし、本訓練を実施する。また、徘徊高齢者が発生した際には一般町民や協力機関などに対して搜索に必要な情報の配信、迅速・正確な搜索情報の送信・受信、搜索体制の確保、日常生活の中での目配り、発見・声掛け・保護等を実施することにより、セーフティネットとして実効性の高い仕組みをつくるための検証を行う。

2. 参加・協力機関

- (1) 自治会（岡野・金井島・上延沢自治会）
- (2) 老人クラブ
- (3) 民生委員児童委員協議会
- (4) 一般町民
- (5) 松田警察署（生活安全課）
- (6) 小田原保健福祉事務所足柄上センター（保健予防課）
- (7) 町社会福祉協議会
- (8) 町地域包括支援センター
- (9) 行政（福祉課・保険健康課・環境防災課）

3. 実施方法

- (1) 参加・協力機関である自治会、民生委員、老人クラブ、一般町民については、予め認知症サポーター養成講座を受講のうえ参加することとする。
- (2) 訓練実施地域である自治会内を徘徊高齢者役の職員等が移動し、地域住民等が搜索、声掛け、保護及び連絡を行う。

4. 実施予定日

- (1) 事前講座（認知症サポーター養成講座）

平成 31 年 3 月 9 日（土） 10：00～	金井島公民館
平成 31 年 3 月 9 日（土） 13：30～	上延沢自治会館
平成 31 年 3 月 16 日（土） 10：00～	岡野老人憩いの家

- (2) 開成町徘徊高齢者搜索模擬訓練

平成 31 年 3 月 21 日（木） 10：00～（雨天中止） 岡野・金井島・上延沢地区

5. 実施内容

(1) 訓練1 探索依頼・情報伝達訓練

- ① 徘徊発生後、家族役が電話で松田警察署へ所在不明の届け出を行う。
- ② 松田警察署は、家族役からの届け出を受理し、環境防災課に対し、防災行政無線による行方不明者の情報提供を依頼。
- ③ 依頼を受けた環境防災課は、行方不明者の内容を聞き取り、福祉課に連絡するとともに、防災行政無線の放送を実施。
- ④ 連絡を受けた福祉課は、足柄上センターに対し、広域探索依頼（足柄上徘徊高齢者 SOS ネットワークでの依頼）をし、探索開始。

(2) 訓練2 探索・声掛け訓練

- ① 防災行政無線により、訓練の開始を告げるとともに、行方不明者の情報提供を行う。
- ② 徘徊高齢者役が訓練実施地域内を移動。（2名の徘徊高齢者役を配置予定）
- ③ 徘徊高齢者役には、職員等が追尾し、探索する一般町民等からの声掛け内容や、やり取りを記録する。
徘徊高齢者役の返答については、探索する一般町民からの声掛けに応じ、予め複数のパターンを用意しておく。
- ④ 探索する一般町民からは、複数の者から何度か声掛けを行うものとし、徘徊高齢者役及び追尾する職員等が適切な対応だと判断した場合、保護されることとする。

(3) 訓練の振り返り

訓練に参加した自治会、一般町民、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、町社会福祉協議会、地域包括支援センター、行政で訓練の振り返りや意見交換を行う。

6. 研修など

- (1) 訓練参加者を対象に「認知症サポーター養成講座」を事前に開催し、認知症に関する基礎知識や対応について、習得してもらう。

＊「認知症サポーター養成講座」については、保険健康課が実施。

開催日時等については、別紙参照。

課長会議資料
平成 31 年 2 月 14 日
保健福祉部保険健康課

開成町国民健康保険条例の改正について

小田原市新斎場の使用料が決定したこと、また、国民健康保険の広域化に伴い、保険給付の一つである葬祭費について支給金額の見直しを行った。

これにより、今後開成町国民健康保険条例を改正する予定としている。

【支給金額の見直し】

被保険者が死亡した際の葬祭費を 7 万円から 5 万円に引き下げる。

【適用予定期日】

小田原市新斎場の供用開始日以降の被保険者の死亡に対して適用する。

供用開始日前日までの死亡については、現行の 7 万円とする。

【今後の予定】

3 月予定 開成町国民健康保険条例の一部改正（第 8 条）

（参考）

1 葬祭費について

葬祭費は、国民健康保険法第 58 条第 1 項において、被保険者の死亡に関し、条例又は規約の定めるところにより支給するとされているものである。

2 神奈川県内市町村の葬祭費の状況

県内 33 市町村では、開成町以外の市町村はすべて 5 万円となっている。

なお、後期高齢者医療制度における葬祭費は、県内一律 5 万円である。

3 その他

健康保険法第 100 条では、被保険者が死亡したときは、埋葬料として、政令で定める金額を支給することとされている。

健康保険法施行令第 35 条では、その埋葬料の金額を 5 万円と定めており、政府管掌保険、共済組合保険、船員保険等の被用者保険の埋葬料は 5 万円に定額化されている。

開成駅前第 2 公園「ロンちゃん」基金条例の制定について

1. 「ロンちゃん」の設置経緯

昭和 38 年から 36 年間に亘り走行していたロマンスカー 3100 形が、平成 11 年に引退することとなった。その当時、小田急電鉄(株)による開成駅東口 D 地区の再整備が開成駅前第 2 公園も含めて進んでいた。

町では、この機会を捉え、小田急電鉄(株)から、廃車となったロマンスカー 3100 形について、地域における新たな拠点づくりのシンボルとして寄贈を受け、平成 13 年 3 月に設置した。

また、このロマンスカーの愛称を募集して「ロンちゃん」に決定した。

2. ロンちゃんの利活用の状況

- ・一般開放（毎月第 2・第 4 日曜日の 10 時～15 時）
- ・臨時開放（あじさいまつり期間、夏休み期間の一部他）

※参考 平成 29 年度…46 日開放、来場延べ 2,832 人

3. 「ロンちゃん」基金について

平成 28 年 4 月に、ロンちゃんを保管するテントを撤去したことに伴い、屋外での設置・管理となったことで、定期的な塗装のメンテナンスが必要となった。

「ロンちゃん」をきれいな状態で後世に遺していくため、昨年 11 月からクラウドファンディングを活用して寄附を募っており、この寄附金を適正に管理・運用を図るため、開成駅前第 2 公園「ロンちゃん」基金条例を制定する。

※寄附金の状況…1,535,000 円（1 月 31 日現在）

4. 今後のスケジュール

- ・議会全員協議会にて説明（2 月 20 日）
- ・議会 3 月会議へ条例の上程（3 月上旬）

平成 31 年 2 月 14 日
課 長 会 議 資 料
子ども・子育て支援室

平成 31 年度開成町子ども・子育て支援活動助成事業について

平成 31 年度開成町子ども・子育て支援活動助成事業について、今年度の課題を整理し改善を加えた上で次のとおり実施します。子育て支援に特化した町民が自発的・自主的に行う公共の利益に寄与する活動に対し助成を行います。

1. 平成 31 年度助成事業方針

町内に居住する子ども（原則として 18 歳未満）及び子育て家庭を対象とした下記のいずれかに該当する活動とし、団体の先駆性、専門性等の特性を生かし、団体と町との役割分担が明確かつ妥当であり、協働で実施することにより相乗的効果が期待できる事業とします。

- (1) 長期休業時における子どもの居場所づくり活動
- (2) 子どもの遊び場づくり活動
- (3) ひとり親家庭や生活困窮家庭など困難を抱えた子どもや家庭への支援（学習支援や子ども食堂など）

※子ども食堂は食品衛生者などの条件設定を行う。

- (4) 発達に特別の配慮を必要とする子どもや家庭を支援する活動

2. 助成団体要件

次のいずれにも該当する団体（法人格を問わない）とします。

- (1) 活動を実際に行う団体の構成員の 3 人以上が町民（在住、在勤）であること。
- (2) 1 年を通じて継続的に実施する能力を有すると認められるもの。
- (3) 特定の政治的又は宗教的活動の教義広める活動等を行うことを目的とした団体ではないこと。
- (4) 活動そのものに対し営利を目的としていないこと。
- (5) 予算及び決算の管理が適正に行われていること。
- (6) 活動の連絡責任者が特定され、かつ活動の成果報告ができること。

※自治会、老人会、子ども会、母親クラブ、PTA などの団体は対象外とします。

※会則や規約を設けている団体とします。

3. 助成額

年間活動日数に応じて、年間を通して実施する事業に必要な経費を助成いたします。

区分	助成上限額
年間 5 日～年間 12 日	上限 8 万円
年間 13 日～年間 24 日	上限 9 万円
年間 25 日以上	上限 10 万円

4. 子ども・子育て支援活動助成事業 助成の流れ

次のサイクルで実施します。

時 期	内 容
3月中旬～4月下旬	子ども・子育て支援活動助成事業申請受付
5月上旬	提出書類の審査（一次審査）
5月中旬	プレゼンテーション（二次審査）
5月下旬	助成事業団体採否の決定
10月	活動団体交流会（中間報告）
事業終了後1月以内又は翌年 4月15日までのいずれか	活動評価表、収入支出決算書、実績報告書等の提出

5. 審査の実施方法

事業の実施主体は開成町であることから、開成町組織における内部評価を基本としますが、審査の客観性を確保するため、一次審査は担当課による審査、二次審査は庁内職員を構成員とした審査委員会を設け、プレゼンテーションに対する採点及び意見を求め、助成団体を決定するものとします。

6. 審査項目

書類審査後、二次審査として活動の有効性、公益性、計画性などの審査基準により評価及びヒアリング審査を行います。（詳細な内容は別途定めます。）

- （1）子育て家庭の福祉の向上若しくは子どもの健全な育成が図られる活動であること
- （2）多くの町民が事業の効果を受けられる事業であること
- （3）事業手法に公開性及び透明性があること
- （4）活動計画及びスケジュールが実現可能であること
- （5）活動の資金計画に無理がなく、経費が適切であること
- （6）子育てを取り巻く地域の環境や課題に対し活動（手法）が適切で、成果（効果）が期待できること
- （7）着実な活動ができるよう自立した運営を目指していること
- （8）活動を着実に実施する体制が整っていること
- （9）活動の継続性及び発展性が期待できること

7. その他

町ホームページに団体の紹介及び活動内容、開催場所、連絡先、活動写真やチラシなどを掲載し、多くの子どもたちや子育て家庭が参加できる仕組みづくりを担うほか、年度内の事業が適切に行われるよう団体への調査、指導を行います。